官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件（国土交通・環境一）　一
○給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件（同二）　四
○水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（環境五）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　一九
会社その他
会社決算公告　二一

その他告示

○国土交通省・環境省告示第一号

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十七号ハの規定に基づき、資機材等の材質に関する試験（平成十二年二月厚生省告示第四十五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高